

和歌山県監査公表第2号

令和2年8月28日付け監査報告第4号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知に基づき、適正な物品管理及び保管を行うよう、関係職員に周知徹底した。

2 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 焼却炉温度調節計等修繕について、契約額の変更の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う契約額の増加について、支出負担行為の増額変更は行ったものの、契約額変更の決裁を失念していたことによるものであり、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。

3 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備	注意事項 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、令和元年度中に適

品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	正に事務処理を行った。 今後はこのようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。
---	---

4 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>つり銭資金の保管状況の確認に関する事務について、つり銭を保管する出納員が行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、つり銭資金の保管状況の確認は、出納員ではなく所属長が行うということに関係職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったもので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入調定において、調定期を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 会計事務に関する認識不足に起因するものであることから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 予備監査終了後速やかに出納簿を作成し是正した。今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 予備監査終了後速やかに年度更生を行い、是正した。今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立和歌山北高等学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品調達伺において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 自家用電気工作物保安管理業務委託契約に係る簡易公開調達について、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。	(2) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。
---	---

7 和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 役務費手数料の単価契約に係る決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 車椅子用階段昇降車点検業務に係る役務費手数料の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。また、合議の有無をその都度複数の職員で確認し、適正に事務処理を行うこととした。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。また、合議の有無をその都度複数の職員で確認し適正に事務処理を行うこととした。</p> <p>(3) 不適合箇所については、既に改善を完了した。今後、不適合箇所が発生した場合は、速やかに対応することとした。</p>

8 和歌山県立きのくに青雲高等学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>許可権限のない教育財産の使用を許可していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>許可権限のある高校に事情説明を行い、現在は当該校により使用許可済である。今後このようなことのないよう、使用申請があった場合は施設台帳の確認を徹底するよう、関係職員に周知した。</p>

9 和歌山県立和歌山盲学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
-------	----------------

注意事項

(1) 住居手当の支給において、認定額が誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(2) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(4) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

ア 車両管理者等確認印欄に押印がなされていなかった。

イ 使用日が記載されていなかった。

ウ 使用終了時間が記載されていなかった。

注意事項

(1) 過誤払された手当は戻入手続きを行った。今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。

(2) 不適合箇所は予備監査終了後、役務公開調達による手続きを行い、修繕業務契約を締結した。

今後、設備点検で指摘を受けた場合は、当該指摘を受けた箇所の修繕に向けての措置を速やかに行うよう努める。

(3) 物品調達に関しては、細心の注意を払い再発防止に努めるよう関係職員に周知徹底した。また、複数の職員で確認するようチェック体制を強化した。

(4) 自動車等使用台帳について、次のように事務の適正化を図った。

ア 事務処理に遺漏のないよう確認を徹底し、再発防止に努めるよう指導した。今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努めることとした。

イ 記載漏れ箇所については、関係書類と照合のうえ修正した。今後このようなことのないよう、関係職員に公文書の取扱いについて周知徹底した。

ウ 記載漏れ箇所については、関係書類と照合のうえ修正した。今後このようなことのないよう、関係職員に公文書の取扱いについて周知徹底した。

10 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>理容科の実習実施に伴う収入において、収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）により調定していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>事後調定時の事務処理について関係職員に周知徹底した。今後は収入調定票のデータ出力漏れがないよう、複数人で未印刷の出力データがないかにつき確認を行うこととした。</p>

11 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 四半期ごとの検印を行っていなかった。</p> <p>イ 受払ごとの検印を行っていなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」の遵守を関係職員に周知徹底した。今後は備品の現在高と物品管理簿に相違が生じることのないよう、適正な備品管理に努めることとした。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿の適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。今後このようなことのないよう、適正な会計事務に努めることとした。</p>

12 和歌山県和歌山北警察署

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意</p>	<p>注意事項</p> <p>交通事故防止に関する文書資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、運転訓練等を実施するなどし</p>

し、車両の適正な管理に努められた
い。

て交通事故防止に努めることとした。